

■景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、城内地区・曳山通り公共施設景観ガイドラインに定める参酌基準に基づき策定した事業計画による整備その他唐津市から別に指示がある場合はこの限りではない。

(1) 景観重要道路

整備方針	区分1	車道舗装	黒舗装（アスファルト）とする。
		歩道舗装	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ デザインは、石畳み風のデザインとする。（施工上等の理由により平板ブロックの設置が困難な場合はこの限りではない。）</p> <p>ロ 視覚障害者誘導用ブロックの設置にあたっては、縁取りを付けるものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、グレー（マンセル値 無彩色 明度8程度）とする。</p> <p>ロ 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は、黄色（マンセル値 色相5Y 明度9 彩度5程度）とする。</p> <p>ハ 視覚障害者誘導用ブロックの縁取り部分の色彩は、ダークグレー（マンセル値 色相10YR 明度6 彩度0.5程度）とする。</p> <p>ニ 使用する色彩は、できるだけ少なくする。</p>
	区分2	車道舗装	<p>① 色彩</p> <p>イ 色彩は、グレー（マンセル値 無彩色 明度5程度）とする。</p>
	区分3	車道舗装及び歩道舗装	<p>① 形態、意匠及び色彩</p> <p>イ 構造、舗装材及び色彩は、地域のまちづくり活動や地域の合意形成の結果に基づくものとする。</p>
	全区分	柵	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>ロ 透過性の高い横棧型のものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相10YR 明度2 彩度1程度）とする。</p>

整備方針	全区分	街灯	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>ロ 同一路線では、灯具を設置する高さや色温度を統一する。</p> <p>ハ 光源はLEDとし、色温度は2,700K（ケルビン）～3,000Kとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p>
	全区分	標識柱	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 柱部分の色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p>
	全区分	その他の道路附属物	<p>① 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）を基本とし、これによらない場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。 ・ 使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ロ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p>

(2) 景観重要河川

整備方針	河川管理施設	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）を基本とし、これによらない場合は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。・使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ロ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p>
------	--------	---

(3) 景観重要都市公園

整備方針	公園施設	
		<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 次のいずれかの方法により、町並みの連続性の向上を図るものとし、これによらない場合は、次項ロによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・道路境界に外構（生垣、門、土塀、板塀、石垣又は垣根）を設置する。・視線より高い位置の樹冠となる樹木を道路沿いに連続的に植栽する。 <p>② 色彩</p> <p>イ 自動販売機の色は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p> <p>ロ 外構等の設置による町並みの連続性確保ができない場合における公園施設の工作物の色彩は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ダークブラウンを基本とする。・上記によらない場合は、白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。・使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p>